

鉱工業指数について

1 基準時

指数の基準年次は平成17年です。したがって、指数値は平成17年の平均を100.0とした比率で示されています。

ウェイトは平成17年の産業構造によるものです。

2 指数の種類

現在作成・公表している指数の種類は以下のとおりです。

- (1) 生産指数（付加価値額ウェイト）
- (2) 生産者出荷指数
- (3) 生産者製品在庫指数

3 各指数

統計数値は平成20年に毎月公表した「宮崎県の鉱工業指数月報」の数値をもとに年間補正を行った数値となっています。

4 分類

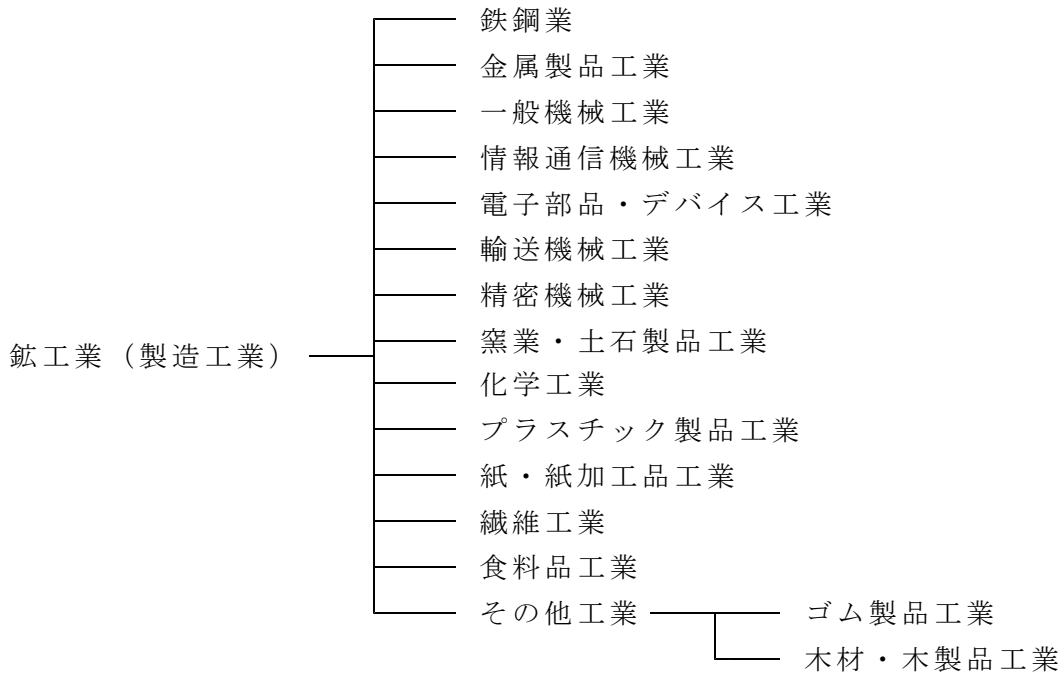
日本標準産業分類に基づく業種分類と、採用品目をその用途により財別に格付けした特殊分類の2つの分類を設けています。

(1) 業種分類

業種分類については、日本標準産業分類の中分類に準拠していますが、次のとおり一部組替えを行っています。

- ① 「化学工業」から「化学繊維製造業」を除きました。
- ② 「繊維工業」及び「衣服・その他の繊維製品製造業」並びに「化学工業」に分類されている「化学繊維製造業」を統合し、「繊維工業」としました。
- ③ 「パルプ・紙・紙加工品製造業」から「パルプ製造業」を除き、「紙・紙加工品工業」としました。
- ④ 「食料品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」を統合して、「食料品工業」としました。
- ⑤ 「家具・装備品製造業」に分類されている「木製家具製造業」を「木材・木製品製造業」と統合して「木材・木製品工業」としました。
- ⑥ 「ゴム製品製造業」を「ゴム製品工業」とし、前出の「木材・木製品工業」とを統合して「その他工業」を設けました。
- ⑦ 「家具製造業」（「木製家具製造業」を除く。）、「印刷・同関連業」、「石油製品・石炭製品製造業」、「なめし革・同製品・毛皮製造業」、「非鉄金属製造業」、「電気機械器具製造業」及び「その他の製造業」については、ウェイトが小さい、時系列データの確保が困難等の理由により業種分類を設けていません。

基本的な業種分類は、次のとおりです。



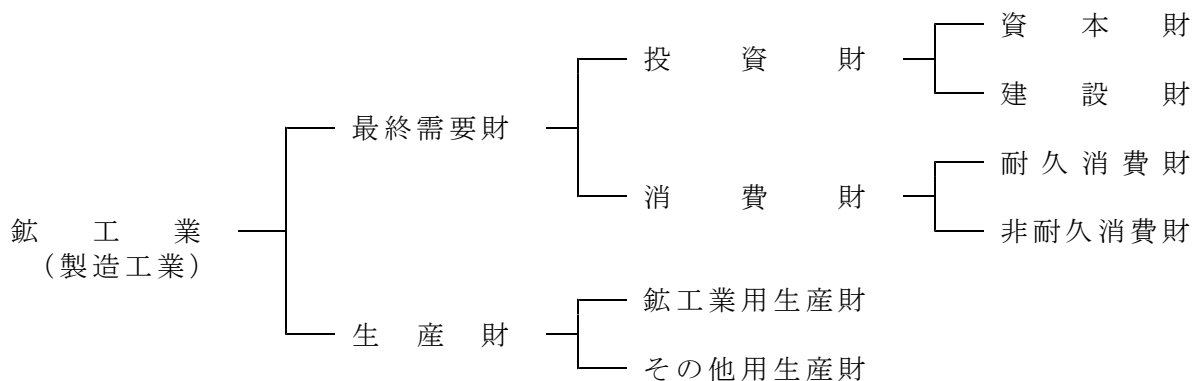
(2) 特殊分類

特殊分類は、まず生産活動に再投入されるものを「生産財」、最終需要に向けられるものを「最終需要財」とします。

最終需要財を資本形成に向けられる「投資財」と家計で消費される「消費財」に分類し、さらに投資財を設備投資に向けられる「資本財」と建設活動に向けられる「建設財」に、消費財を耐久物である「耐久消費財」と非耐久物である「非耐久消費財」にそれぞれ分類します。

生産財については、鉄工業の生産活動に再投入される「鉄工業用生産財」と鉄工業以外の生産活動に再投入される「その他用生産財」に分類します。

基本的な特殊分類は、次のとおりです。



5 採用品目

採用品目は、各業種及び財ごとに代表性、重要性等を考慮して選定しています。生産指数及び生産者出荷指数の採用品目数が101品目、生産者製品在庫指数の採用品目数が63品目です。【付表1参照】

6 総合指数の算式

総合指数の算式は、基準時のウェイトで加重平均するラスパイレス算式により算出しています。算式は次のとおりです。

$$\text{個別指数} = \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times 100$$
$$\text{総合指数} = \frac{(\text{個別指数} \times \text{基準時ウェイト}) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}}$$

7 ウェイト

ウェイトの算定に当たっては「平成17年工業統計調査」等を基礎資料として使用し、指数の業種分類概念に合うよう調整した上で算定しました。【付表2参照】

なお、非採用業種については鉱工業（製造工業）全体でふくらましを行い、業種の中で採用しなかった品目については、概ね該当する品目ごとにふくらましを行いました。

【具体的な算定手順】

- (1) 生産指数については付加価値額ウェイト、生産者出荷指数は出荷額ウェイト、生産者製品在庫指数には在庫額ウェイトをそれぞれ用いて業種別ウェイトを算定。
- (2) 業種別ウェイトを採用品目の基準額（付加価値額、出荷額又は在庫額）で比例配分し、採用品目毎のウェイトを算定。
- (3) 採用品目のウェイトを格付けされた財別に積み上げて財別ウェイトを算定。

8 季節調整済指数の算出法

季節調整済指数の算出に当たっては、生産指数及び生産者出荷指数については米国センサス局が開発したX-12-ARIMA（Final Version 0.2.8）により、生産者製品在庫指数については、X-12-ARIMAの中のX-11デフォルトによって行っています。

